

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成16年第3回幕別町議会臨時会
(平成16年11月25日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6番 助川順一 7番 堀川貴庸 8番 乾 邦広
- 日程第2 会期の決定 11月25日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 議案第59号 十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更について

会 議 録

平成16年第3回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成16年11月25日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 11月25日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 欠席議員 15 芳滝 仁
7. 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 助 役 西尾 治
 - 収入役 小野成義
 - 総務部長 新屋敷清志
 - 企画室長 金子隆司
 - 民生部長 石原尉敬
 - 建設部長 三井 巖
 - 教育部長 藤内和三
 - 札内支所長 瀬瀬良征
 - 総務課長 菅 好弘
 - 企画参事 羽磨知成
 - 企画参事 飯田晴義
8. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
9. 町提出議案
議案第8号 十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更について
10. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
11. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 6番 助川順一
 - 7番 堀川貴庸
 - 8番 乾 邦広

議 事 の 経 過

(平成16年11月25日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただ今から、平成16年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

「議事日程の報告」

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6番助川議員、7番堀川議員、8番乾議員を指名いたします。

「会期の決定」

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

「諸般の報告」

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。
○事務局長（高橋平明） 15番芳滝議員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

「付託省略」

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。
日程第3、議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、日程第3、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「議案審議」

- 議長（本保証喜） 日程第3、議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。
西尾助役。
- 助役（西尾 治） 議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議

会規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書、議案説明資料ともに1ページになります。

市町村合併に関する協議につきましては、昨年12月に法定協議会設置に関わります議決をいただき、本年1月23日の第1回協議会以降、今月5日の第12回協議会に至りますまで協議が進められ、ほぼ8割程度の協議を終えたという段階にあります。

このような中、更別村におきまして、10月に実施された合併の是非を問うアンケート調査の結果や各種団体等との意見交換の結果を踏まえ、十勝中央合併協議会から離脱することが決定され、今月5日に開催されました第12回協議会におきまして、更別村の離脱が確認されたところであります。

その後、幕別町及び忠類村におきまして、それぞれ、議会や住民の意向をお聞きしながら、2町村による合併協議を継続するか否かにつきまして検討をしてみました。2町村の枠組みになったといえども、これまでの協議結果から大きくかけ離れることなく、新しい町のまちづくりが進められるとの思いで一致いたしましたことから、今回、協議会の変更について提案させていただいたところであります。

それでは、議案書の1ページをご覧くださいと思います。

協議会の変更手続きにつきましては、地方自治法第252条の6に定められております。協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更する場合には、設置の手に準じ、議会の議決、知事への届出、規約の告示等の手続が必要とされておりますことから、法の規定に従いまして、協議会を設置する町村の数の減少及び規約の一部改正の2点につきまして、提案をさせていただくものであります。

このようなことから、議案の表題につきましては、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更についてとさせていただきます。

次に、規約改正の内容につきまして、議案説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、題名であります。協議会を設置する町村が幕別町と忠類村の2町村となりますことから、両町村の住民により理解がいただけるよう、町村名をそのまま冠することとしたものであります。

第1条につきましては、協議会を設置する町村から「更別村」を削るものであります。

第2条につきましては、前段ご説明申し上げましたように、協議会の名称を「十勝中央合併協議会」から「幕別町・忠類村合併協議会」に改めるものであります。

第7条につきましては、会長に選任された町村長以外の町村長を副会長に充てるという規定であります。関係町村が3町村から2町村になりましたことに伴い、副会長は必然的に1名となりますことから、文言の整理をさせていただくものであります。

なお、この規約の施行日は告示の日とするものであります。忠類村議会の議決をいただきましたなら、速やかに変更協議書調印式を執り行った上で、改正規約の告示を行うことといたしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 忠類村との合併に対することにつきましては異存はございませんが、規約の改正中、第2条中、「十勝中央」を、「幕別町・忠類村」に改めるということについて、若干お伺いをしたいと思うわけでございます。

この名称につきましては、この協議会の顔であろうかというふうには、私は理解をしているところでございます。

今回、十勝中央合併協議会で1年間協議を重ねてきたところでございますが、1村が抜けるということで、「幕別・忠類」というふうに変更することのご説明でございますが、この「中央合併協議会」という名称はどなたが発案されたか、私は存じませんが、すばらしい名称であったというふうにご

いるわけでございます。

ネームバリューについても、管内に広められており、非常に各町村からこの協議会が期待を寄せられているところですが、「十勝中央合併協議会」で進めるわけにはいかないのかどうか。

ただ、1村が削減されたということだけなので、この「十勝中央合併協議会」の中で協議を進めていくというふうにはできないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（飯田晴義） 名称についてのお尋ねでありますけれども、規約の改正につきましては、あくまでも関係する幕別町と忠類村の話し合いによって決められていることが大前提でございます。

そこで、かつては十勝中央合併協議会という名称でありましたが、これは、元々は任意協議会のときに、幕別町・更別村・忠類村合併協議会という名称をつけておりました、非常に電話の対応一つにしても、下を囁むような、非常に長い名称で、何とか法定協になったときには、端的に表す名称がないかというようなことで話し合いが行われまして、3町村いずれも他の市町に接していないと、十勝の真ん中にあるといったことから、十勝中央という名称がついたわけでありまして。

そこで、今回、3町村から一つ抜けまして2町村になったということで、やはり名称の基本といたしますのは、誰が見ても、あるいは聞いても、端的にわかるということが基本であろうかというふうに思います。

そこで、2町村で話し合いをしたところ、幕別町・忠類村合併協議会であれば、長くもないし、非常に聞いただけで、見ただけですぐわかるといったことから、この名称がよかろうということで思いが一致したということで、この名称にさせていただいた。そんなことでございます。以上です。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

豊島善江委員。

○1番（豊島善江） 日本共産党幕別議員団を代表して、議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更に対する反対討論を行います。

これまでの合併協議は、更別村を含む1町2村を一つのエリアとし、新町の構想がつくられ、それを基本にして進められてきました。

しかし、村民の意志で更別村が離脱をし、その柱が一つなくなったのですから、これまでの協議を忠類村との合併の協議に置き換えることはできません。

更別が離脱をしその基本が崩れた以上、一度白紙に戻して考え直すべきです。

また、同時に、14カ月間にわたって進めてきた協議と、住民参加と、周知のあり方が十分であったかなど検証の期間も必要です。

合併を急ぐ理由に、現行の合併特例法の期限である来年3月までに結論を出したい。そのためには、今の法定協議会の継続をとっています。

しかし、条件は少し悪くなりますが、合併新法が前国会で成立をして、5年の猶予ができました。十分合併の是非を協議することができます。

新しい枠組みになってから十分な協議の時間はありません。それで、町民の声をしっかりと聞くことができるのでしょうか。性急な選択は将来に禍根を残しかねません。きちんと時間をかけて、町民が納得できる協議が必要ではないでしょうか。

3点目に、合併することが地方の財政難を解決することにならないということです。

政府は、三位一体の改革で、地方交付税、補助金、負担金などを削ってきており、地方自治体の多くが、これではやっていけないと言われているほどです。2、3年の地方交付税の推移なども見ながら、

合併についての論議をする必要があり、急ぐべきではありません。

最後になりますが、合併は将来にわたっての自治の形を決める重要な問題であり、住民投票などで町民の意思を確認することが求められます。町村議員必携、町村議会活性化方策に関する報告書によると、住民投票について、自治体の存続にもかかわる合併の是非等は、議会で十分な討議を経た上で、さらに悔いを残さないために、住民投票に諮り、その結果を議会で、最終決定で参考にすべきであるとしています。

地域やまちづくりの主権者は住民であり、その主権者が町のあり方を決定することは、地方自治の考えを突き詰めていけば必然的な方向といえることを申し上げて、反対討論といたします。以上です。

○議長（本保証喜） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大野和政委員。

○20番（大野和政） 私は、議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更について、賛成の立場から討論を行います。

現在までの法定協議会での経過につきましては、11月2日に行われた第18回までの特別委員会で報告を受けておりますので省かせていただきますが、現時点で8割程度の協議を終えられたとお聞きしております。

このような中で、更別村が離脱することになり、残された2町村にとっては協議を継続するのか、やめるのかの二者択一をしなければならないことと相成りました。

地方交付税の削減や三位一体の改革など、今後、地方にとって非常に厳しい自治体運営が予想される中、最大の行政改革といわれる合併の協議を行い、その結果を町民に示し判断を求めることは、今の行政を預かる最高責任者である町長の責務であると、私は思います。

住民サービスや負担への影響を考えた場合、手厚い財政支援が盛り込まれている現行特例法での協議結果を示すべきだと、このように考えます。

今、3町村の枠組みが崩れたのだから、白紙に戻すべきとの趣旨の反対討論がありました。

合併特例法の期限が来年3月に迫っている中、白紙に戻して新たな枠組みでの協議を行う時間的余裕は、私はもうないと思っております。

したがって、現時点で考えられる選択肢は、これまでの協議経過や結果を生かし、短期間での協議が可能な忠類村との協議を継続することしかないものと思います。

以上、私は提案された議案に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 次に、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） なければ次に、原案に賛成者の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 議案第59号に対しまして、賛成の立場で討論を行います。

去る11月5日、十勝中央合併協議会において、都合によりとの理由から、更別村の離脱が承認されました。

11月1日、安村更別村長から、十勝中央合併協議会からの離脱意思が、岡田幕別町長と遠藤忠類村長に伝えられました。

その後、幕別町では、11月1日の市町村合併調査特別委員会において、岡田町長は、1町1村で合併協議が進められるか忠類と話し合いたい。また、忠類村と話し合いを進め、合併特例法の期限に向け協議を進めたいと意向を示しました。

当日の市町村合併調査特別委員会では、一部白紙に戻すべきとの意見もありましたが、多数の委員が忠類村との合併協議の継続については継続を容認しました。

一方、忠類村では、10月29日、遠藤村長は、法定協から更別村が離脱した後の方向性について、財政的に自立は困難。村民を第一とする選択は、特例法期限内の合併であるとの考え方を示しました。

さらに、枠組みについては、あと5カ月という期限を考えると、協議が大方整っている幕別町との合併しか残されていないと表明しました。また、11月1日の市町村合併問題調査特別委員会においては、自立は困難とする意見が多数を占め、同委員会としては、幕別町と1対1による合併協議の継続を認めることとしました。さらに、地域推進検討会議、いわゆる住民組織においても、幕別町との合併協議継続を容認することで意見が一致したと聞いております。

去る11月9日、11日、12日の三日間、忠類村の市町村合併に関する住民懇談会が開催されました。

ここにおいても、遠藤村長は、何度も財政を推計してきた、先が良くなる見通しはない。また、最も住民のためになるのが、特例法期限内の合併である。気持ちを一つにして、真正面から取り組む必要があると、出席した住民に対して、幕別町との合併協議継続に理解を求めたのです。

出席者からは、枠組み変更への不安の声もありましたが、若年層の多くは、財政的裏づけのない自立を否定する姿勢が目につきました。自立が困難なのは更別村が離脱した今も変わりはない。名前が変わっても忠類は忠類、地域性は失われないなどの意見が出されました。

また、遠藤村長は従来の議会答弁と同様、住民投票や住民アンケートを実施する考えのないことも説明しています。

以上のことから、更別村が十勝中央合併協議会を離脱してからの幕別町と忠類村の動向、背景から判断すると、合併を前提とした協議を積極的に継続することが望ましいと、私は考えます。

協議会の名称が、十勝中央合併協議会で継続できなくなるのは本意ではありませんが、行政と議会の強いリーダーシップと住民とが一体となり共通の認識のもと、21世紀にふさわしい地方自治のあり方を問い、自ら方向を見出すための挑戦を、市町村合併を最大のチャンスとして活かし、次世代に引き継ぐことは、時代の要請であり、歴史的な使命と、私は考えます。

新しいまちづくり計画に真摯に取り組んでいくことが、今、求められているのです。

新しいまちづくりをどのようにし、より強固なものとするため、議員皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。以上です。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

「採決」

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第59号、十勝中央合併協議会を設置する町村の数の減少及び十勝中央合併協議会規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成16年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

（10：21 閉会）